

新居浜市・別子山村 合併協議会だより



東平 貯蔵庫、索道基地跡

第4回協議会

平成14年6月21日、新居浜市役所6階議員全員協議会室において開催されました。

協議案件

今回、協議項目として12件及び継続協議項目として3件の協議案を提案しました。

協議第19号

各種事務事業（広報広聴事業）の取扱いについて

広報広聴事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。

広報誌の発行、広聴関係、地区懇談会、市勢要覧の主な事業について、新居浜市の制度に統一する若しくは適用することを提案しました。

提案のとおり確認されました。

協議第20号

各種事務事業（コミュニティ事業）の取扱いについて

コミュニティ事業については、

合併時に新居浜市の制度に統一する。ただし、別子山村が管理委託している集会所については、合併時に管理委託して団体に貸付するものとし、貸付料については、合併以後3年間に限り無償とし、それ以後、新居浜市の制度に統一するものとする。

自治会や地域活動等に関する事業について、現在別子山村では、集会所等の貸付は無償となっており、新居浜市の制度に倣い、有償での貸付となります。ただし、経過措置として、合併年度以後3か年無償として、4年目から有償とすることを提案しました。

提案のとおり確認されました。

協議第21号

各種事務事業（社会福祉事業）の取扱いについて

別子山村福祉センターについては、合併時に新居浜市総合福祉センターの分館とする。

新居浜市総合福祉センターと別子山村福祉センターは、どちらも社会福祉協議会に運営管理を委託していますが、別子山村福祉センターは、合併時に新居浜市総合福祉センターの分館として、引き続き施設の活用を図ることを提案しました。

提案のとおり確認されました。

協議第22号

各種事務事業（高齢者福祉事業）の取扱いについて

1 別子山村の高齢者年金については、合併以後4年間、毎年度、均等に減額し、5年目に廃止するものとする。

2 別子山村の敬老事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。

3 別子山村の老人クラブ補助制度については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。

4 別子山村の生き生きデイサービス事業については、合併時に

新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、別子山村の利用料は合併後5年目に新居浜市の利用料に統一するよう、毎年度、均等に増額する。

高齢者年金について、現在新居浜市においては、廃止しており、別子山村の支給額を毎年2割ずつ減額し、5年目に廃止すること。

敬老会については、別子山村は村が直接敬老会を実施していますが、新居浜市では、敬老会の実施団体に対して補助金を支出していますことから、実施方法を新居浜市の補助金形式に統一すること。

老人クラブ補助制度については、補助対象・金額とも新居浜市の制度に統一すること。

生き生きデイサービス事業について、別子山村は無料で、新居浜市は有料で、給食・入浴サービスを実施していますが、利用料について経過措置を設け合併後毎年2割ずつ増額し、5年目に新居浜市の利用料に統一すること。

以上の内容を提案しました。

提案のとおり確認されました。

協議第23号

各種事務事業（児童福祉事業）の取扱いについて

別子山村の保育所については、地域性を考慮し新居浜市のへき地保育所として引き継ぐものとし、保育料については、当面、月額4千円とする。

別子山村の保育園は、新居浜市の保育園とは法的位置づけも違っており、地域性も考慮して、引き続きへき地保育所として引き継ぎ、保育料については、運営方法が、保育園でありながら給食制度がないことや夏休み、冬休み等があることなどを考慮して、当面、新居浜市の公立幼稚園の保育料と同額とすることを提案しました。

提案のとおり確認されました。

協議第24号

各種事務事業（介護保険事業）の取扱いについて

介護保険事業については、合併時に新居浜市の制度に統一す

るものとする。

介護保険事業については、新

居浜市と別子山村の保険料に差異があるため、合併時に新居浜市の保険料に統一し、また納期についても、別子山村が普通徴収分が4期であったものを、新居浜市の9期に分けて納付する制度に統一することを提案しました。

提案のとおり確認されました。

協議第25号

各種事務事業（環境衛生事業）の取扱いについて

1 ごみ処理及びごみ収集運搬業務については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、別子山村のごみ収集の集積場については、合併時までに調整するものとする。

2 し尿処理及びし尿収集運搬業務については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。

3 別子山村の火葬場については、現行どおりとし、新居浜市に引き継ぐものとする。

4 別子山村の葬祭具使用事業に



ついては、当面、現行どおりとし、併せて新居浜市の公営葬儀事業を適用できるよう合併時までに調整を図るものとする。

5 交通災害共済事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。

1 ごみの分別・収集方法については、新居浜市の制度に統一し、可燃ごみ週2回・プラスチックごみ週1回・資源ごみ月2回・雑ごみ月2回・大型ごみ月2回の収集を行うこととし、収集したごみは新居浜市の施設で処理すること。

し尿処理については、新居浜

市の施設で処理することとし、手数料についても、新居浜市の手数料に統一すること。

別子山村の火葬場については、地域性を考慮し、現行どおり新居浜市に引き継ぐこと。

新居浜市の公営葬儀事業は、葬儀を簡素で低廉に行うために、祭壇の飾り付けや仏神具及び葬祭用品の供与、霊柩車の運行を市が業者に委託している事業ですが、合併後公営葬儀の制度を見直して、別子山村の住民も利用できるよつにすること。以上の提案を行いました。

提案のとおり確認されました。

協議第26号

各種事務事業（農林水産事業）の取扱いについて

1 別子山村の林道開設事業及び林道管理事業については、当面、現行どおりとする。

2 土地改良事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、別子山村は合併前に土地改良区の設立について検討するものとする。

林道開設事業については、別子山村は直営で、新居浜市は新居森林組合に委託していましたが、別子山村の林業は基幹産業ということを考慮して、現行どおりとし、管理事業についても同様に現行どおりとすることを提案しました。

提案のとおり確認されました。

協議第27号

各種事務事業（建設事業）の取扱いについて

- 1 建設事業については、新市建設計画に基づき計画的に実施し、継続事業については、引き続き実施するものとする。
- 2 村道については、現行のとおり新居浜市に引き継ぐものとする。
- 3 住宅建設事業については、新市建設計画に基づき計画的に実施するものとする。

建設事業については、新市建設計画に基づき計画的に実施することを提案しました。

提案のとおり確認されました。

協議第28号

各種事務事業（学校教育事業）の取扱いについて

- 1 学校教育事業については、引き続き教職員の資質の向上や施設の整備に努め、教育環境の充実を図るものとする。
- 2 別子山村の奨学金貸付基金については、新居浜市の奨学金制度に統一するものとする。ただし、合併前に別子山村の奨学金の貸付けの決定を受けている者の貸付け及び返還については、従前の例によるものとする。
- 3 別子山村の福祉奨学給付金制度については、合併以後5年間存続し、以降廃止するものとする。
- 4 学校給食については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。

別子山村の奨学金貸付制度は、新居浜市の制度に統一した場合、高校生が月1万円から月8千円に下がりますが、逆に大学生以上になると、月1万円から月2

万6千円と有利になります。また、返済期間につきましても、別子山村の5年から新居浜市の15年以内となり、利用者によりになります。

また、別子山村の就学援助制度の福祉奨学給付金制度は、現在、別子山村には高等学校がないため、高校生に対し、月額1万円を支給している制度ですが、新居浜市との均衡を図るため、制度を廃止し、急激な変化を避けるため、合併以後5年間存続することとし、6年目以降廃止すること。

学校給食については、給食費が別子山村において現行より少し負担増となりますが、新居浜市の制度に統一すること。以上の提案を行いました。

提案のとおり確認されました。

協議第29号

各種事務事業（社会教育事業）の取扱いについて

- 1 社会教育事業については、住民サービスの低下を生じないよう、引き続き学習機会、情報の提供等に努めるものとする。

2 公民館の運営については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。

公民館の開館時間や使用料について相違点がありますが、開館時間は新居浜市の制度に統一し、使用料については、別子山村が村外の利用者が有料であったものを、新居浜市の制度に統一して無料とすることを提案しました。

提案のとおり確認されました。

協議第30号

各種事務事業（水道事業）の取扱いについて

- 1 別子山村の水道事業については、当面、現行どおりとする。ただし、合併後、施設の状況によっては簡易水道事業等への取り組みを検討する。
- 2 別子山村の水道料金については、当面、現行どおりとし、事業の見直しに応じて調整を図るものとする。
- 3 別子山村の水道料金の徴収については、当面、現行どおりとする。ただし、利用者の利便性

を図るよう調整に努めるものと
する。

新居浜市の水道事業は、水道法に基づく水道事業であり、別子山村は愛媛県水道条例に基づく水道となっており、別子山村の、現在行っている事業を引き続き行います。ただし、合併後、現施設の老朽化等によっては、簡易水道事業への取り組みの検討を行います。

水道料金については、別子山村と新居浜市とは全く違った料金体系となっておりますが、事業内容自体が違いますので、当面は現行どおりとします。ただし、水道事業の見直しによっては、料金の見直しの検討を行います。料金の徴収については、現在別子山村は自主納付、新居浜市は口座振込、集金、自主納付等により徴収していますが、当面、現行どおりとします。ただし、今後別子山村の利用者が口座振込ができるよう調整に努めます。以上の提案を行いました。

提案のとおり確認されました。

協議第9号（継続協議）

合併の期日について

合併の期日は、平成15年4月1日とする。

新年度から組織体制が確立され、効率的な行政運営が図られるとともに、年度区切りで住民サービスに支障をきたさないこと、年度当初から合併後の市として、予算執行が可能であり、早期に新市建設計画に着手できることから提案を行いました。

提案のとおり確認されました。

協議第11号（継続協議）

議会の議員の定数及び任期の特例に関する取扱いについて

1 別子山村の議会の議員は、合併特例法第7条第1項第2号の規定を適用し、新居浜市の議会の議員の残任期間、新居浜市の議会の議員として引き続き在任するものとする。

2 両市村の合併後、最初に行われる一般選挙においては、合併特例法第7条第3項の規定を適用し、当該一般選挙により選出される新居浜市の議会の議員の

任期に相当する期間について、別子山村を区域とする選挙区を設け、新居浜市の議会の議員の定数（以下「旧定数」という。）に人口比率を乗じて得た数1名を、新居浜市の旧定数に加えた数をもって新居浜市の議員の定数とするものとする。

合併時に在職する別子山村議会の議員全員は新居浜市議会議員の残任期間まで、つまり平成15年5月1日まで引き続き在任する。合併後最初の一般選挙に限り、別子山村地区に定数1人の選挙区を設けることを提案しました。

提案のとおり確認されました。

協議第12号（継続協議）

農業委員会の委員の任期等に関する取扱いについて

1 別子山村の農業委員会は、新居浜市農業委員会に統合するものとする。

2 別子山村の農業委員で選挙による委員である者のうち2名は、合併特例法第8条第1項第2号の規定を適用し、新居浜市の農

業委員会の委員の残任期間に限り、新居浜市の農業委員会の選挙による委員として引き続き在任するものとする。

この場合において、2名の選出については、別子山村の農業委員で選挙による委員である者の互選により、新居浜市の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。



別子山村の農業委員会は、新居浜市の農業委員会に統合し、別子山村の委員で選挙による委員である者のうち互選により選出された2名は、新居浜市の農業委員会の委員の残任期間に限り、新居浜市の農業委員会の選挙による委員として引き続き在任するものとすることを提案しました。

提案のとおり確認されました。



高齢者が住み慣れたま
ちで安心して暮らすこと
ができるまちづくりを目
指し、介護保険とは別に
新居浜市が実施する高
齢者福祉サービスです。
現在、介護保険計画の
改訂も含めた高齢者保
健福祉計画の見直しを行
っています。

平成14年度
新居浜市の
高齢者福祉サービスについて

自立者支援事業

生き生きデイサービス事業

市内のデイサービスセンターへ通所して食事、入浴、趣味活動を行います。
バスによる送迎があります。おおむね1週間に1回の利用ができます。

対象者：65歳以上の高齢者で、要介護認定で自立と判定された方

利用料：1日当たり 800円

利用施設：デイサービスセンターいきいき他

生き生きホームヘルプ事業

ホームヘルパーを週1回1時間程度派遣し、
炊事や掃除、買い物などの家事援助を行い、
高齢者が自宅で自立した生活が営めるよう
サービスを提供します。

対象者：65歳以上の高齢者で要介護認
定で自立と判定された方等

利用料：1時間当たり 160円

(市民税世帯非課税者は50円)

老人短期入所事業 (ショートステイ)

介護されている家族の病気療養、入院、冠
婚葬祭などの理由で高齢者を介護できない場
合に、短期間養護老人ホームに入所して日常
生活上のサービスを受けます。

対象者：65歳以上の高齢者で要介護認定
で自立と判定された方等

利用料：1日当たり 380円

(8日目以降は1日当たり760円)

食材料費
実費負担：1日当たり 780円

利用施設：慈光園

配食サービス事業

1日1食(昼食か夕食のどちらか)を週5日を限度として自宅まで配達します。また、同時に安否確
認を行います。

対象者：おおむね65歳以上の独居者、高齢者のみの世帯およびこれに準ずる世帯並びに身体障
害者であって、食事の準備が困難な方(要介護認定には関係ありません)

利用料：1食あたり 昼300円、夜400円

在宅介護支援事業

老人短期入所事業（ショートステイ）

介護保険対象サービスとしても実施されますが、高齢者を介護している介護者が病気や入院などの理由により一時的に在宅介護が困難になった場合、介護保険サービスでの老人短期入所に引き続き、1年間に1回限り、該当期間に介護保険利用日数を含め連続30日の利用ができます。

対象者：おおむね65歳以上の高齢者で要介護認定で要支援以上と判定された方

利用料：1日当たり 要介護度により 1,830円～2,240円

ねたきり老人等ふれあい介護者慰労金支給事業

6ヶ月以上ねたきりや痴呆の状態にある高齢者の方を在宅で介護している介護者に、慰労金を支給します。また、希望者には紙おむつの支給と理容サービスを無料で提供します。

対象者：6ヶ月以上ねたきりまたは痴呆の状態にある65歳以上の高齢者を在宅で介護している方

支給額：月額8,500円

在宅介護支援センター運営事業

在宅介護についての相談、サービスの申請手続きの代行、調整、在宅の高齢者の実態把握調査等を行っています。お気軽にお近くのセンターにご相談ください。

※新居浜市社会福祉協議会では基幹型在宅介護支援センター事業を行っています。

きぼうの苑	(西の土居町 2-8-12	電話 33-4488)
十全	(北新町 1-5	電話 36-0860)
三恵	(萩生 67-60	電話 40-3370)
ふたば荘	(船木甲 959-3	電話 40-1661)
豊園荘	(船木甲 2216-29	電話 40-5100)
アソカ園	(清住町 1-36	電話 46-5251)
医師会	(庄内町 4-7-54	電話 34-5675)
おくらの里	(御蔵町 11-23	電話 31-6113)
社会福祉協議会	(高木町 2-60	電話 35-3260)

徘徊高齢者家族支援サービス事業

徘徊高齢者の早期発見・事故防止のため、位置情報検索ができる専用端末を家族に貸与します。

対象者：徘徊のみられる痴呆性的高齢者を在宅で介護している家族の方

利用料：月額1,000円（市民税非課税世帯は500円）

独居老人対策

福祉電話貸与事業

安否確認が必要と認められるひとり暮らしの高齢者に、不慮の事故防止、高齢者の不安解消のため福祉電話を貸与します。

対象者：安否の確認が必要と認められる65歳以上の独居者で、市民税が非課税の方

緊急通報体制整備事業

ひとり暮らしの高齢者に、事故防止のため、緊急通報装置を設置します。

対象者：安否の確認が必要と認められる65歳以上の独居者で、市民税が非課税の方

見守り推進員活動事業

地域ぐるみでひとり暮らしの高齢者を見守る体制を作っていこうとするもので、見守り推進員が地域の民生委員と連携し、近隣の安否確認の必要な高齢者の状況把握や日常生活における心身の相談に応じます。

生きがい対策

敬老会助成事業

自治会等が敬老行事を実施した場合、行事に対して助成を行います。



対象者：9月15日現在70歳以上の人
助成額：1人当たり 2,700円
担当窓口：敬老行事を実施する自治会等

老人クラブ育成事業等

60歳以上の老人が健康の維持と親睦を図り、教養を高めるため単位老人クラブ及び老人クラブ連合会に助成を行っています。また、自治会館を新設時に老人用の居室整備をした場合、テレビ等の備品整備を行います。また、老人広場の整備として赤土の提供を行っています。

相談窓口：介護福祉課



高齢者顕彰事業

9月の敬老期間中に長寿の高齢者宅を訪問し、記念品を贈り、長寿を祝います。

対象者：9月15日現在99歳以上の人
担当窓口：介護福祉課

公衆浴場入浴サービス事業

毎月1回、老人の公衆浴場での入浴を無料とし、語らいや集いの場として、心身の健康と生きがいを高めます。



対象者：65歳以上の人（高齢者手帳の提示が必要）
利用料：無料
相談窓口：介護福祉課

老人福祉センター

地域の老人が気軽に集まり、健康・生活等の相談、教養講座、レクリエーションの実施、趣味活動等を楽しみ、入浴、機能回復訓練の設備を設けています。

対象者：60歳以上の人
利用料：無料
休館日：日曜日、祝日、年末年始
利用時間：午前8時30分～午後5時
入浴日：月・水・金
福祉バス
利用者にはバス（無料）が出ています。
【毎週火曜日】
川西・川東老人福祉センター利用者
【毎週木曜日】
上部老人福祉センター利用者

◎上部老人福祉センター

中筋町1-6-8

◎川東老人センター

八幡2-10-23

◎川西老人福祉センター

滝の宮町3-3